

社会教育ガイド

12月の公民館事業

■近郷親善剣道大会

期日 12月11日(日)
 時間 午前9時
 場所 沢海・農村環境改善センター

■地域公民館指導者研修会

期日 12月18日(日)
 時間 午前9時30分
 場所 横越村公民館

■高齢者大学

期日 12月20日(火)
 時間 午前10時
 内容 寒さを迎える健康管理

■婦人大学・家庭教育学級

期日 12月21日(水)
 時間 午前10時
 内容 正月料理の作り方 切り細工

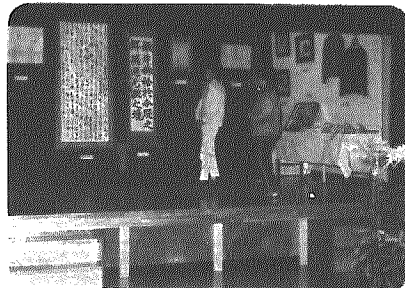
■旬言葉

▶句題 寒梅(うめ)、行く年、葉
 ▶締切日 12月26日(月)
 ▶投稿方法 はがきまたは封書で6句以内
 紙上筆名の際も原稿末尾には
 本名、年齢、住所を明記
 ▶あて先 横越村公民館
 「文芸作品係」

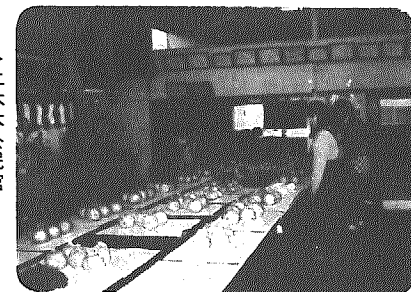


納めておいて良かたわ
 となるように
 保険料はキチンと納めましょう

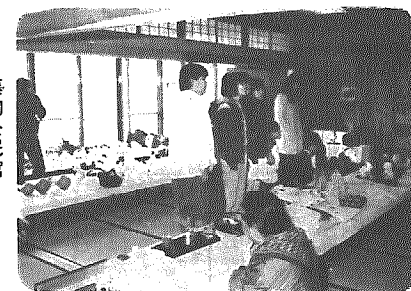
横越新田公民館 (6日)
 書道、手芸、写真、菊などの素晴らしい作品が会場狭しと飾られ、新装なったコミュニティセンターの一般公開も合わせ行われた文化祭にふさわしい内容となつて、一日大変なにぎわいを見せていました。



▶新田公民館



▶二本木公民館



▶藤駒公民館

横越新田公民館 (6日)

二本木公民館 (6日)
 農産物品評会、書道・余技展のほか、野菜・果樹の即売会や寿司・団子などのバザーも行われ、大勢詰めかけた人たちに喜ばれていました。また、書道・余技展での力作秀作や県展入選の版画が目をひいていました。

二本木公民館 (6日)

藤駒公民館 (22日・23日)
 駒込会館の完成を祝い盛大に行われた文化祭は、藤駒公民館子供書道教室の作品展と生花、手芸、竹細工などの展示のほか、農畜産物展示即売や公民館から豚汁のサービスも行われるなど、両日とも観賞の人たちでにぎわっていました。

藤駒公民館 (22日・23日)

文化祭でにぎわう 各地で多彩な催しもの

文化・芸術の秋、収穫感謝の秋。十一月は、村内各地で地域公民館などによる創意工夫を凝らした文化祭行事が行われ、大変なにぎわいを見せていました。

村公民館 (3日・4日)

菊花展には、会場いっぱいの一・二鉢が出品され、その出来栄を競い合うとともに、訪れた人を楽しませていました。このほか、趣味講座での拓本展、写真集団横越島の写真展、書道クラブの書道展、婦人大学・家庭教育学級でのタオル人形などが展示され、終日鑑賞の人たちでにぎわっていました。菊花展成績結果は次のとおりです。

- ◎総合成績
 - ▽一位阿部定雄
 - ▽二位新田見光雄
 - ▽三位桜井由江
- ◎作品賞
 - ▽村長賞 阿部定雄(数立厚)
 - ▽議長賞 阿部定雄(競技花厚物)
 - ▽教育委員長賞 阿部定雄(三幹立厚物)
 - ▽公民館長賞 桜井由江(数立管物)
 - ▽農業委員会賞 細山保男(三幹立管物)
 - ▽農協組合長賞 坂井幸雄(競技花管物)
 - ▽商工会長賞 新田見光雄(一幹花壇)
 - ▽特別賞 佐藤三八六(福助厚物)
 - ▽永井直次(福助管物)
 - ▽坂井幸雄(小菊)
- ◎競技花の部
 - 厚物
 - ▽一等 新田見光雄
 - ▽二等 桜井由江
 - ▽三等 桜井実
 - 細山保男 齊藤又七
 - 管物
 - ▽一等 金川良弥
 - ▽二等 新田見光雄
 - ▽三等 齊藤又七
 - 佐藤三八六 長谷部徳平



▲村公民館菊花展



▲小杉公民館



▲横越下公民館



▲川根谷内地域公民館

横越下公民館 (6日)

心の豊かさを求めてというこで、子供たちの作品展と生花、写真、拓本、菊などの展示やミニ茶席が設けられたほか、昔の地元での鮭漁や横雲橋の沿革史の貴重な資料を集めた資料展も行われました。

川根谷内地域公民館 (6日)

地域を見直そうと行われた趣味作品展には、子供から大人まで菊、手芸、人形、写真、粘土ざいぐ、つけものなど盛りだくさんの出品がありました。また、午前と午後各一回婦人会と栄養改善部によるパランスのとれた献立の料理講習会も開催されました。

小杉公民館 (3日)

書道・生花・手芸・工芸・菊花展など盛りだくさん。特に菊花展では、日頃丹精込め育てられた見事な菊が会場いっぱい展示されるなど、大勢の出入を誘ってにぎわいました。

お料理好きなきな子 集まれ!

母と子の楽しい料理教室。健康作りは子供時代からと言われています。そこで、自分達で作ったものを食べる喜びの中から、食生活の基本を身につけてみませんか。
 日時 12月27日(火) 午前9時30分から午後1時
 場所 農村環境改善センター (沢海)

国民年金保険料は忘れずに納めましょう

将来国民年金を受けるためには、毎月きちんと保険料を納めておくことが大切です。納め忘れのままになっていくと保険料の額も大きくなり、何カ月分も重なる納めにくくなります。

公給領収証を受けとりましょう

新津財務事務所
 料理飲食等消費税は、みなさんが料理店・バー・旅館・飲食店などを利用したときに、支払う飲食代や宿泊代などの料金に応じて、納めていただく県税のひとつです。

公給領収証は、料理店などの経営者が料理飲食等消費税を受け取ったしとして、お渡しするもので、皆さんからいただいた税金が正しく県に納められているか、と大いに役割をもっています。一、料理飲食等消費税の税率は一人一回の遊興飲食、宿泊など一泊の料金の10%です。(電話・タバコ代等は含まれません。)

二、公給領収証を受けとることにより正しい納税につながり、明会計ともなりますので、税がかかる場合は必ず公給領収証をお受けとってください。

区分	免税点
料理店・小料理店	免税点なし
バー・キャバレー	適用なし
旅館・ホテル	一人一泊 五千円
飲食店・喫茶店など	一人一回 二千五百円
仕出し・出前	一人前 二千五百円

県立青少年研修センター 昭和64年度 利用予約申込み

青少年が集団宿泊をしながら各種の学習や体験学習、レクリエーション、野外学習などの研修をするところです。さらに、それらの研修を通して規律正しい生活の中で、共同の精神を培い、仲間づくりをすすめるなかで、温かな友愛の心と奉仕する広い心をはぐくむところです。

- * 予約申込みは電話です
- * 平日の申込みは、午前9時から午後4時30分まで、土曜日は正午まで
- * 利用できる人は
 - * 5人以上の団体で、集団で宿泊して研修する計画を持った青少年・青少年指導者
 - * 青少年育成団体・その他所長が認めた人
- * 食費 一六〇円(朝・昼・夕食)
- * クリーニング代 一七〇円
- * 使用料 無料(ただし設置目的以外の団体は、一人一泊 二〇〇円)

所在地 西蒲原郡巻町越前浜
 ☎ 〇二五六―七七―二二二